

大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにつき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号。以下「条例」という。）及び補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準じて導入した事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入した住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入した住宅は、別表第2に掲げる要件のいずれかに該当する住宅とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、別表第3の共通の要件及び別表第4の補助対象設備ごとの要件を全て満たすものとする。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施した者が負担した設置費等のうち、別表第5に掲げるものとし、補助金の額は別表第6に掲げるとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置した場合は、この限りでない。
- 4 補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入した住宅において、補助対象設備の種類ごとに一人につき1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第7第2条第1項各号に掲げる全ての補助対象設備の項第5号及び第6号に掲げる書類により証明すべき事項について、申請者（その世帯員を含む。）の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行う等速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等の特例）

第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の申請をもって、条例第14条に規定する実績報告があったものとみなす。

2 前条の規定による補助金の交付の決定通知をもって、条例第15条に規定する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

（交付の請求）

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又はその通知を受けた日が属する年度の3月14日のいずれか早い日までに、大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、当該補助金を充当した補助対象設備について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、当該補助金を充当した補助対象設備について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第5号様式）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 財産処分制限期間は、別表第9に掲げるとおりとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間があるときは算入しないものとする。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合は、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（協力の義務）

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年3月31日告示第57号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第54号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条第2項）

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。</p> <p>2 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。</p> <p>3 停電時自立運転機能を有するものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>1 リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであること。</p> <p>2 国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>
窓の断熱改修	<p>1 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。</p> <p>2 壁、ドア、障子、襖その他の仕切り（カーテン、ロールスクリーンその他</p>

	<p>の空気が通り抜ける簡易的なものを除く。)で仕切られている空間である室を、1室単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。この場合において、当該室とキッチン、階段その他の空間との間に仕切りがない場合には、当該空間を含めて1室とみなすものとする。</p> <p>3 換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。)、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とすることができる。</p>
電気自動車	<p>1 電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものであること。</p> <p>2 自動車検査証の用途が「乗用」かつ自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものであり、次に掲げる要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、大網白里市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>1 電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているものであること。</p> <p>2 自動車検査証の用途が「乗用」かつ自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものであり、次に掲げる要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したものの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、大網白里市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>1 電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であること。</p> <p>2 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

別表第2（第3条）

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施した者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施した者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施した者の居住の用に供するために取得した、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施した者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 市への補助金申請の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設又は既設を問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施した者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施した者自らの居住の用に供するために市内に新築した住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施した者の居住の用に供するために取得した、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施した者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施した者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施した者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 市への補助金申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）に充電できること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設又は既設を問わない。</p> <p>(2) 市への補助金申請の日までに補助事業を実施した者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(3) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への補助金申請の日までにV2H充放電設備を設置していること。この場合において、V2H充放電設備は、新設又は既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 市への補助金申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備及び電気自動車等は、新設若しくは新規導入又は既設若しくは導入済み</p>

	<p>であるかを問わない。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施した者自らが所有し居住する市内に所在する住宅</p> <p>イ 補助事業を実施した者自らの居住の用に供するために市内に新築した住宅</p> <p>ウ 補助事業を実施した者の居住の用に供するために取得した、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施した者自らが居住する市内に所在する住宅</p>
--	---

別表第3 (第4条)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項各号に掲げる全ての補助対象設備	<p>(1) 補助対象設備を設置した住宅に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>(2) 補助事業を実施した者の属する世帯に市税を滞納する者がいないこと。</p> <p>(3) 補助対象設備の設置費等に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備を所有している者であること（所有権留保付き割賦販売（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社その他法人等である場合を含む。）。</p> <p>(4) 大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。</p>

別表第4 (第4条)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備	<p>(1) 補助対象設備を設置した住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置した住宅において、設置した設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、過去に大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 補助対象設備を設置した住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置した住宅において、設置した設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、過去に大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	補助対象設備を設置した住宅において、設置した設備と同じ種類の補助対象設備に対し、補助事業を実施した者が、過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。

備考

定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県以外の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。

別表第5（第5条第1項）

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等をいう。）及び付属品（給湯器、リモコン等をいう。）の購入費並びに据付工事、配線工事、配管工事等の工事費
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等をいう。）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等をいう。）の購入費並びに据付工事、配線工事等の工事費
窓の断熱改修	設備本体（ガラス又は窓をいう。）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（ガラス又は窓の取付け費、内窓取付け時に必要な額縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等をいう。）。ただし、網戸、雨戸等の窓付属部材費及びガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費を除く。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表第6（第5条第1項）

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象経費の額（上限10万円）
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額（上限7万円）
窓の断熱改修	補助対象経費×1/4 （上限8万円）
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設した場合 補助対象経費の額（上限15万円）
	住宅用太陽光発電設備を併設した場合 補助対象経費の額（上限10万円）
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 （上限25万円）

備考

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第7（第6条）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条第1項に掲げる全て	(1) 補助対象設備の概要（別記第1号様式別紙） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し

の補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> (3) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し (4) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他書類等をいう。）の写し (5) 世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。） (6) 世帯全員の市税に滞納がないことを証する書類 (7) 補助対象設備を設置した住宅の位置図 (8) その他市長が必要と認める書類
---------	--

別表第8（第6条）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置図面 (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置図面 (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備を設置した住宅が別表第2 定置用リチウムイオン蓄電システムの項第1号に掲げる要件に該当することを証する書類
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置図面 (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備を設置した住宅が別表第2 V2H充放電設備の項第1号に掲げる要件に該当することを証する書類
窓の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置図面（平面図及び立面図） (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真（工事着工前及び着工後の写真） (3) 補助対象設備を設置した住宅が別表第2 窓の断熱改修の項第1号に掲げる要件に該当することを証する書類
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） (2) 電気自動車等を購入した者が居住する住宅が別表第2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の項第1号に該当することを証する書類 (3) 自動車検査証記録事項の写し (4) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設した場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類 (5) 割賦購入（残価設定型の契約を含む。）で販売信用契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険（任意保険）証の写し

別表第9（第13条第2項）

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	6年

定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年